

## 主な施設基準の届出状況等

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取り纏めたものである。
- 現時点の集計値であり、今後修正の可能性がある。
- 届出状況については、地方厚生（支）局において閲覧に供することとしている。

※新型コロナウイルス感染症対応として、簡易な報告により特定集中治療室管理料等を算定している場合については、本来の届出状況をもとに掲載している。

※下線は令和2年度より追加又は変更等を行ったもの

### 1 初・再診料関係

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成30年	令和元年	令和2年
機能強化加算	・ 次のいずれかに係る届出を行っている（地域包括診療加算、地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料）等	1,048 11,793	1,149 12,719	1,240 13,413
時間外対応加算	・ 診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、対応できる体制にある ・ 時間外対応の体制に応じて1～3に区分	1	— 10,675	— 10,742
		2	— 15,908	— 15,887
		3	— 191	— 203
地域包括診療加算	・ 診療所において、脂質異常症、高脂血症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対して、療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されている	— 5,524	— 5,747	— 5,854
オンライン診療料	・ 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されている ・ 緊急時の対応を行うにつき必要体制が整備されている 等	65	83	479
		905	1,223	4,864

## 2 入院料等関係

### (1) 入院基本料

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/中段:病棟数/下段:病床数)			
		平成30年	令和元年	令和2年	
一般病棟入院基本料	・一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数等に応じて 急性期一般入院料1～7及び地域一般入院料1～3に区分	4,896 13,058 604,909	4,821 12,729 592,340	4,753 12,739 584,162	
療養病棟入院基本料	・療養病棟における医療区分等に応じて区分	3,288 4,544 220,259	3,163 4,431 215,480	3,049 5,538 210,073	
結核病棟入院基本料	・結核病棟における看護実質配置・看護師比率に応じて7対1から20対1に区分	175 185 4,081	165 168 3,900	168 176 3,905	
精神病棟入院基本料	・精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて10対1から20対1に区分	1,209 2,971 149,724	1,190 2,661 146,886	1,179 2,583 143,543	
特定機能病院入院基本料	・特定機能病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数等に応じて 7対1から10対1に区分	一般 病棟	85	86	86
			1,334	1,345	1,331
			58,380	58,570	58,175
	・特定機能病院の結核病棟における看護実質配置・看護師比率等に応じて 7対1から15対1に区分	結核 病棟	9	9	9
			9	9	9
			158	143	154
・特定機能病院の精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数等に応じて 7対1から15対1に区分	精神 病棟	70	72	71	
		70	72	71	
		2,859	2,923	2,780	
専門病院入院基本料	・専門病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数等に応じて7対1から13対1に 区分	21 147 6,619	20 141 6,315	19 138 6,133	
障害者施設等入院基本料	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等の一般病棟 ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟 ・上記について、看護実質配置・看護師比率に応じて7対1から15対1に区分	876 1,482 68,421	888 1,478 70,304	882 1,475 70,269	
有床診療所入院基本料	・看護配置等に応じて1～6に区分	(診療所) 5,146 (病床数) 68,968	(診療所) 4,938 (病床数) 66,506	(診療所) 4,770 (病床数) 64,209	
有床診療所療養病床入院基本料	・看護配置及び看護補助配置基準を満たしたもの ・患者の医療区分等に応じて区分	(診療所) 451 (病床数) 4,075	(診療所) 426 (病床数) 4,062	(診療所) 475 (病床数) 4,706	

(2) 入院基本料等加算

名称	施設基準の概要	届出医療機関数			
		平成30年	令和元年	令和2年	
総合入院体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般病棟入院基本料を算定する病棟を有する病院以外の病院</li> <li>・急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されている</li> <li>・医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等</li> <li>・急性期医療の実績等に応じて1～3に区分</li> </ul>	1	41	42	45
		2	137	169	185
		3	174	156	152
超急性期脳卒中加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師の配置</li> <li>・薬剤師が常時配置されている 等</li> </ul>		795	777	1,028
診療録管理体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備 等</li> <li>・診療記録管理者の配置に応じて1及び2に区分</li> </ul>	1	1,581	1,652	1,718
		2	3,002	3,519	3,760
医師事務作業補助体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の事務作業を補助することに十分な体制が整備</li> <li>・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等</li> <li>・医師事務作業補助者が業務を行う場所等に応じて1及び2に区分</li> </ul>	1	1,859	1,911	2,056
		2	969	937	890
急性期看護補助体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性期医療を担う病院</li> <li>・一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である</li> <li>・看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等</li> <li>・看護補助者の配置基準等に応じて25対1～75対1に区分</li> </ul>		2,756	2,775	2,811
看護職員夜間配置加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性期医療を担う病院</li> <li>・看護職員の実質配置が12対1以上</li> <li>・病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等</li> </ul>		986	1,065	1,183
特殊疾患入院施設管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟、精神病棟又は有床診療所</li> <li>・看護要員の実質配置が10対1以上 等</li> </ul>		932	937	953
看護配置加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師である 等</li> </ul>		1,214	1,229	1,269
看護補助加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である</li> <li>・看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等</li> </ul>		2,432	2,364	2,316
療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室 等</li> </ul>		3,212	3,288	3,346
重症者等療養環境特別加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時監視を要し、重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置</li> <li>・個室又は2人部屋の病床であって、重症者等を入院させるのに適したもの 等</li> </ul>		2,535	2,506	2,487

療養病棟療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている 機能訓練室、適切な施設	1	2,064	2,065	2,054
	・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 等 ・床面積、廊下幅等に応じて1及び2に区分	2	478	465	448
療養病棟療養環境改善加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室、適切な施設	1	380	365	349
	・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 ・療養環境の改善に資する計画を策定して報告 等 ・床面積、必要な器械・器具の有無に応じて1及び2に区分	2	44	39	36
診療所療養病床療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置 ・1床あたりの床面積6.4平方メートル以上、廊下幅1.8メートル以上、食堂・談話室の設置 等		375	351	317
診療所療養病床療養環境改善加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・療養環境の改善に資する計画を策定して報告 等		77	69	63
緩和ケア診療加算	・緩和ケアに係るチーム(医師2名、看護師及び薬剤師)の設置 ・(財)日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている 等		355	408	486
有床診療所緩和ケア診療加算	・身体症状、精神症状の緩和を担当する常勤医師及び緩和ケアの経験を有する常勤看護師の配置 ・夜間に看護職員を1名以上配置 等		291	300	302
精神科応急入院施設管理加算	・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院 ・医療保護入院のための必要な専用病床の確保 等		403	409	421
精神病棟入院時医学管理加算	・医療法施行規則に定める医師の員数(療養病棟に係るものに限る。)以上の配置 ・当該地域の精神科救急医療体制確保のため整備された精神科救急医療施設 等		169	173	178
精神科地域移行実施加算	・地域移行を推進する部門を設置、組織的に実施する体制が整備 ・当該部門に専従の精神保健福祉士が配置 等		358	358	369
精神科身体合併症管理加算	・当該病棟に専任の内科又は外科の医師が配置 ・精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟 等		1,112	1,112	1,114
精神科リエゾンチーム加算	・精神医療に係る専門的知識を有したチーム(医師、看護師、精神保健福祉士等)の設置 等		188	204	220
重度アルコール依存症入院医療管理加算	・アルコール依存症の診療を行うにつき必要な体制が整備されている		240	248	260
摂食障害入院医療管理加算	・摂食障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されている		95	94	102
栄養サポートチーム加算	・栄養管理に係るチーム(医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等)の設置 等		1,403	1,543	1,647

医療安全対策加算	・医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等を医療安全管理者として配置 ・医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制を整備 ・当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置 等	1	1,792	1,801	1,812
	・医療安全管理者の専従要件に応じて1及び2に区分	2	2,033	2,084	2,135
医療安全対策地域連携加算	・医療安全対策加算1又は2に係る施設基準の届出を行っている ・医療安全対策加算1を算定する他の保険医療機関及び医療安全対策加算2を算定する保険医療機関との連携により、医療安全対策を実施するための必要な体制を整備 ・医療安全管理部門への専任の医師の配置及び連携先保険医療機関の要件に応じて1及び2に区分	1	1,337	1,442	1,473
		2	1,274	1,431	1,481
感染防止対策加算	・感染防止対策部門に、感染制御チーム(医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師)を組織 ・感染防止対策加算を算定する医療機関と年4回程以上の合同カンファレンス ・院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を整備 等	1	1,331	1,349	1,382
	・感染制御チームの研修要件及び専従要件に応じて1及び2に区分	2	2,718	2,719	2,728
感染防止対策地域連携加算	・感染防止対策加算1に係る届出を行った他の保険医療機関との連携により感染防止対策を実施するための必要な体制が整備されている		1,318	1,337	1,372
抗菌薬適正使用支援加算	・感染防止対策地域連携加算を算定する保険医療機関である ・抗菌薬を適正に使用するために必要な支援体制が整備されている		1,057	1,162	1,200
患者サポート体制充実加算	・患者からの相談に対する窓口専任の医師、看護師、社会福祉士等1名以上を配置 ・患者のサポート等に関するマニュアルの作成、報告体制の整備、職員への研修等を実施		3,008	2,885	2,836
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	・褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等を褥瘡管理者として配置 ・褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行う体制の整備 等		766	777	802
ハイリスク妊娠管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する医師が1名以上配置 等		1,983	1,962	1,931
ハイリスク分娩管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が3名以上配置 ・常勤の助産師が3名以上配置 ・1年間の分娩実施件数が120件以上で、実施件数等を当該保険医療機関に掲示 等		717	730	734
精神科救急搬送患者地域連携紹介加算	・精神科救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等		160	160	163
精神科救急搬送患者地域連携受入加算	・精神科救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等		616	612	613
呼吸ケアチーム加算	・呼吸ケアチーム(専任の医師、看護師、臨床工学技士、理学療法士)の設置 ・人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行うにつき十分な体制が整備されている 等		528	547	563

後発医薬品使用体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されている 等</li> <li>・使用することを決定した医薬品のうち後発医薬品の割合に応じて1~4に区分</li> </ul>	1	2,075	1	2,613	1	3,039
		2	817	2	750	2	700
		3	876	3	785	3	744
		4	349	4	298	4	—
病棟薬剤業務実施加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟ごとに専任の薬剤師が配置されている</li> <li>・薬剤師が実施する病棟薬剤業務が十分な時間(1病棟1週当たり20時間相当以上)が確保されている 等</li> <li>・病棟薬剤師の配置要件等に応じて1及び2に区分</li> </ul>	1	1,642	1	1,699	1	1,808
		2	353	2	367	2	463
データ提出加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関 等</li> </ul>		3,790		4,816		5,202
入退院支援加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退院支援部門の設置</li> <li>・入退院支援部門及び各病棟の看護師・社会福祉士、連携機関の要件等に応じて1~3に区分</li> </ul>		4,281		4,299	1	2,207
				2		2,168	
				3		132	
入院時支援加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退院支援部門に入院前支援を行う者(専従の看護師又は専任の看護師及び社会福祉士)を配置 等</li> </ul>		1,863		2,231		2,539
認知症ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症症状を考慮した看護計画を作成・実施し、定期的にその評価を行う</li> <li>・認知症ケアチームの設置や研修を修了した看護師の配置等に応じて1~3に区分</li> </ul>		3,339		3,647	1	722
				2		691	
				3		2,299	
せん妄ハイリスク患者ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る)、救命救急入院料等を算定している</li> <li>・せん妄のリスク因子の確認のため及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成している</li> </ul>		—		—		2,224
精神疾患診療体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病床数が100床以上で、内科、外科を標榜し、当該診療科に係る入院医療を提供している</li> <li>・救急医療を行うにつき必要な体制が整備されている 等</li> </ul>		809		832		854
精神科急性期医師配置加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上 等</li> </ul>		294		317		343

排尿自立支援加算	・専任の常勤看護師等からなる排尿ケアチームが設置されている ・排尿ケアに関するマニュアルを作成し、院内研修を実施すること 等	578	690	805
地域医療体制確保加算	・救急用自動車等による搬送件数が、年間2,000件以上であること ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること 等	—	—	944

(3) 特定入院料

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)			
		平成30年	令和元年	令和2年	
救命救急入院料	・救命救急センターを有する病院 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師の常時配置 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設、医師の配置等に応じて1～4に区分	376 6,411	374 6,360	1	183 3,528
				2	25 196
				3	80 1,666
				4	82 902
特定集中治療室管理料	・集中治療を行う専任の医師を常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 ・集中治療を行うにつき必要な医師の常時配置及び看護配置等に応じて1～4に区分	635 5,211	624 5,235	1	140 1,397
				2	70 797
				3	349 2,390
				4	64 618
早期離床・リハビリテーション加算	・早期離床・リハビリテーションに係るチームの設置 ・早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルの整備 等	247	323	346	
早期栄養介入管理加算	・早期の経口移行・維持及び低栄養の改善等につながる栄養管理の実施 等	—	—	228	
ハイケアユニット入院医療管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が4対1以上 ・特定集中治療室に準じる設備 等 ・重症度等を満たしている患者の割合に応じて1及び2に区分	1	530 5,105	562 5,440	582 5,779
			2	31 307	30 316
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	・病院の治療室を単位とし、治療室の病床数は30床以下 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師の常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が3対1以上 等	163 1,318	173 1,400	180 1,479	

小児特定集中治療室管理料	・小児集中治療を行う専任の小児科の医師を常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な体制及び専門施設 等		8 94	9 108	9 116
新生児特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 ・医師配置や新生児の受入実績等に応じて1及び2に区分	1	82 737	78 750	84 797
		2	152 889	155 902	145 832
総合周産期特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等		127	127	133
		母体・胎児集中治療室管理料 新生児集中治療室管理料	(病床数) 803 (病床数) 1,639	(病床数) 815 (病床数) 1,653	(病床数) 851 (病床数) 1,720
新生児治療回復室入院医療管理料	・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき必要な小児科の専任の医師の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が6対1以上 ・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な構造設備 等		197 2,764	200 2,840	202 2,899
一類感染症患者入院医療管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 等		32 103	32 103	33 105
特殊疾患入院医療管理料	・脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室 ・看護要員の実質配置が10対1以上 ・病棟における5割以上が看護職員(うち2割以上が看護師) 等		31 431	32 447	32 444
小児入院医療管理料	・特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院 ・医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等 ・常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1～5に区分	1	71 5,237	76 5,363	81 5,438
		2	191 6,564	187 6,272	183 6,158
		3	101 2,240	97 2,271	97 2,267
		4	371 8,096	372 7,971	379 8,044
		5	142 -	151 -	154 -



回復期リハビリテーション 病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院</li> <li>・看護補助者の実質配置が30対1以上 等</li> <li>・看護実質配置、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の配置、新規入院患者のうち重症の患者の割合、在宅復帰率、リハビリテーションの効果に係る実績指数等に応じて1～6に区分</li> </ul>	1	一般	537	732	813
			療養	(病床数) 15,566	(病床数) 21,822	(病床数) 23,383
		2	一般	271	180	179
			療養	(病床数) 6,130	(病床数) 3,383	(病床数) 2,968
		3	一般	436	440	407
			療養	(病床数) 8,893	(病床数) 9,364	(病床数) 8,715
		4	一般	167	85	71
			療養	(病床数) 2,818	(病床数) 1,176	(病床数) 999
		5	一般	45	54	56
			療養	(病床数) 925	(病床数) 1,085	(病床数) 1,083
		6	一般	73	59	45
			療養	(病床数) 1,018	(病床数) 1,187	(病床数) 1,101
地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士又は常勤言語聴覚士1名以上及び専任の在宅復帰支援担当者1名以上の配置</li> <li>・疾患別リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションの届出をしている</li> <li>・看護職員の実質配置が13対1以上 等</li> <li>・在宅復帰率、地域包括ケアに関する実績等に応じて1～4に区分</li> </ul>	1	一般	611	998	1,203
			療養	(病床数) 18,829	(病床数) 31,449	(病床数) 38,981
		2	一般	1,587	1,372	1,315
			療養	(病床数) 50,827	(病床数) 45,367	(病床数) 43,803
3	一般	24	51	49		
	療養	(病床数) 572	(病床数) 1,398	(病床数) 1,329		
4	一般	97	97	83		
	療養	(病床数) 2,140	(病床数) 2,291	(病床数) 1,792		
看護職員夜間配置加算	・夜勤を行う看護職員が16対1以上 等		54	82	80	
			1,913	2,938	2,990	
特殊疾患病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護要員の実質配置(5割以上が看護職員)が10対1以上</li> <li>・看護職員の2割以上が看護師 等</li> <li>・該当患者の症状等に応じて1及び2に区分</li> </ul>	1	一般	109	106	103
			療養	(病床数) 5,781	(病床数) 5,609	(病床数) 5,431
2	一般	97	102	106		
	療養	(病床数) 7,095	(病床数) 7,211	(病床数) 7,539		
緩和ケア病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院</li> <li>・看護師の実質配置が7対1以上 等</li> </ul>	1	一般	403	306	209
			療養	(病床数) 8,136	(病床数) 5,998	(病床数) 4,245
2	一般	13	130	246		
	療養	(病床数) 227	(病床数) 2,648	(病床数) 4,684		

精神科救急入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟</li> <li>医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置</li> <li>入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上</li> <li>当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配置</li> <li>看護師の実質配置が10対1以上 ・精神科救急医療施設 等</li> <li>在宅復帰率等に応じて1及び2に区分</li> </ul>	1	143 9,525	156 9,877	163 10,586
		2	3 216	5 221	4 127
看護職員夜間配置加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜勤を行う看護職員が16対1以上</li> <li>行動制限最小化委員会の設置 等</li> </ul>		34 1,938	61 3,643	77 4,742
精神科急性期治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟</li> <li>精神科救急医療施設</li> <li>医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置</li> <li>当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等</li> <li>看護配置等に応じて1及び2に区分</li> </ul>	1	350 16,154	353 16,020	360 16,280
		2	14 746	18 851	13 508
精神科救急・合併症入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>救命救急センターを有する病院</li> <li>当該医療機関に精神科医5名以上且つ当該病棟に精神保健指定医3名以上の配置</li> <li>看護師の実質配置が10対1以上 等</li> </ul>		12 424	11 374	11 376
		看護職員夜間配置加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜勤を行う看護職員が16対1以上</li> <li>行動最小化委員会の設置 等</li> </ul>	5 180	8 282
児童・思春期精神科入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟又は治療室</li> <li>小児医療及び児童・思春期の精神医療の経験を有する常勤医師が2名以上配置(うち1名以上は精神保健指定医)</li> <li>看護師の実質配置が10対1以上 等</li> </ul>		38 1,268	44 1,408	46 1,491
精神療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟</li> <li>医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 等</li> </ul>		823 91,972	825 91,209	819 90,266
		精神保健福祉士配置加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該病棟に1名以上の専従の精神保健福祉士の配置</li> <li>退院支援部署の設置及び1名以上の専従の精神保健福祉士の配置 等</li> </ul>	108 9,452	103 9,111
認知症治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該病棟において、看護職員の最小必要数の2割以上が看護師 等</li> <li>看護配置等に応じて1及び2に区分</li> </ul>	1	506 35,284	521 36,518	536 37,322
		2	7 660	7 660	4 296
特定一般病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療資源の少ない地域に属する保険医療機関において1病棟で構成</li> <li>看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1及び2に区分</li> </ul>	1	2 96	3 138	3 138
		2	3 127	2 79	2 79

地域移行機能強化病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上の長期入院患者等を入院させる精神病棟</li> <li>・看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び看護補助者を15:1以上で配置</li> <li>・月当たり、届出病床数の1.5%以上の数の長期入院患者が退院</li> <li>・1年当たり届出病床数の5分の1以上の数の精神病床が減少 等</li> </ul>	41 1,666	39 1,377	38 1,435
---------------	---	-------------	-------------	-------------

### 3 短期滞在手術等基本料

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成30年	令和元年	令和2年	
短期滞在手術等基本料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期滞在手術等を行うための体制、回復室の確保、看護配置 等</li> <li>・日帰り、1泊2日の入院の形態に応じて1及び2に区分</li> </ul>	1	123 249	128 261	134 286
		2	95 45	85 46	78 44

### 4 医学管理等

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成30年	令和元年	令和2年	
ウイルス疾患指導料注2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の医師、専任の看護師、専任の薬剤師の配置</li> <li>・当該療法を行うにつき十分な体制及び構造設備 等</li> </ul>	70 2	70 2	96 3	
外来栄養食事指導料の注2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用のベッド等が配置された治療室の設置</li> <li>・専任の常勤管理栄養士の1名以上の配置 等</li> </ul>	- -	- -	445 1	
心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の医師の配置</li> <li>・当該療法を行うにつき十分な体制及び構造設備 等</li> </ul>	- -	- -	964 182	
喘息治療管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の看護師又は准看護師の常時1人以上配置</li> <li>・喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具の具備、緊急時の入院体制の確保 等</li> </ul>	229 332	231 339	236 345	
糖尿病合併症管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤医師配置</li> <li>・糖尿病足病変の指導を担当する専任の看護師配置 等</li> </ul>	1,588 822	1,610 871	1,658 961	
がん性疼痛緩和指導管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和ケアを担当する医師(緩和ケアに係る研修を受けたものに限る。)が配置されている</li> </ul>	3,034 3,686	3,072 3,959	3,106 4,261	
がん患者指導管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん患者に対して指導管理を行うにつき十分な体制が整備されている</li> <li>・指導内容・職種等に応じてイ～ニに区分</li> </ul>	イ	1,308 70	1,320 80	1,353 90
		ロ	1,295 63	1,308 72	1,345 82
		ハ	811 10	837 10	877 12
		ニ	- -	- -	508 22

外来緩和ケア管理料	・身体症状の緩和を担当する医師、精神症状の緩和を担当する医師、緩和ケアに関する担当の経験を有する看護師及び薬剤師の設置 等		313 1	340 1	402 2
移植後患者指導管理料	・臓器・造血幹細胞移植に係るチーム（医師、看護師、薬剤師）の設置 ・移植医療に特化した専門外来の設置 等		278 2	297 3	316 3
糖尿病透析予防指導管理料	・透析予防診療チーム（医師、看護師又は保健師、管理栄養士）の設置 ・糖尿病教室を定期的実施すること等により、糖尿病について患者及びその家族に対して説明 等		1,272 301	1,286 312	1,292 329
小児運動器疾患指導管理料	・整形外科の診療に従事した経験を5年以上有し小児の運動器疾患に係る研修を修了した常勤の医師1名以上の配置 ・当該保健医療機関に小児運動器疾患の診断・治療に必要な単純撮影体制の整備		— —	— —	538 1,192
乳腺炎重症化予防ケア・指導料	・乳腺炎の重症化及び再発予防の指導、乳房に係る疾患の診療の経験を有する医師の配置 ・乳腺炎及び母乳育児のケア・指導経験を有し、助産に関する専門の知識等を有する助産師の配置		671 338	742 423	768 505
婦人科特定疾患治療管理料	・婦人科疾患の診療を行うにつき十分な経験を有する医師の配置		— —	— —	940 2,176
腎代替療法指導管理料	・診療経験を有する専任の常勤医師や常勤看護師が連携して診療を行う体制があること 等		— —	— —	310 58
地域連携小児夜間・休日診療料	・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等 ・医師の配置、24時間診療体制の有無に応じて1及び2に区分	1	76 247	74 251	72 288
		2	88 2	90 2	90 1
地域連携夜間・休日診療料	・夜間、休日において救急患者を診療できる体制を有している 等		138 93	141 97	143 100
院内トリアージ実施料	・専任の医師又は救急医療に関する3年以上の経験を有する専任の看護師の配置 ・院内トリアージの実施基準を定め、定期的に見直し 等		1,217 62	1,253 69	1,313 101
救急搬送看護体制加算	・救急患者の受け入れへの対応に係る専任の看護師の配置 ・救急外来への搬送件数、看護師の配置数に応じて1及び2に区分	1	—	—	937 1
		2	—	—	920 13
外来放射線照射診療料	・放射線治療医、看護師、診療放射線技師、医療機器安全管理等を担当する技術者の配置 ・合併症発生等、緊急時に放射線治療医が対応できる連絡体制の確保		434 12	445 14	467 14
地域包括診療料	・許可病床200床未満の病院又は診療所において、脂質異常症、高脂血症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対して、療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されている		46 218	46 231	49 230
小児かかりつけ診療料	・小児科又は小児外科を専任する常勤の医師が配置されている ・小児外来医療において適切な専門医療機関等と連携している 等		— 1,429	1 1,529	1 1,728
ニコチン依存症管理料	・禁煙治療の経験を有する医師、専任の看護職員の配置 ・医療機関の敷地内禁煙 等		2,565 14,144	2,652 14,402	2,691 14,566
開放型病院共同指導料	・当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 等		(病院数) 936	(病院数) 950	(病院数) 956

ハイリスク妊産婦共同管理料 (I)	・産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関である ・年間分娩件数、ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している 等		256 724	255 718	254 700
がん治療連携計画策定料	・がん診療連携の拠点となる病院又はそれに準じる病院である ・当該地域において当該病院からの退院後の治療を担う複数の保険医療機関を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成している 等	(病院数)	702	695	706
がん治療連携指導料	・がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者に対して、当該地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制が整備されている 等		3,313 20,789	3,354 21,245	3,428 22,540
外来排尿自立指導料	・専任の常勤看護師等からなる排尿ケアチームが設置されている 等		- -	- -	782 3
肝炎インターフェロン治療計画料	・肝疾患に関する専門の保険医療機関である ・肝炎インターフェロン治療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されている 等		1,255 651	1,231 648	1,217 653
ハイリスク妊産婦連携指導料1	・精神疾患を有する妊産婦の診療について十分な実績を有している 等		294 244	308 256	338 262
ハイリスク妊産婦連携指導料2	・精神疾患を有する妊産婦の診療について十分な実績を有している 等		186 125	193 134	218 136
薬剤管理指導料	・薬剤師の配置 ・医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等		5,242 24	5,215 21	5,240 19
地域連携診療計画加算	・地域連携診療計画が作成され、一連の治療を担う連携保険医療機関等と共有されている 等		536 899	538 933	552 1,014
検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	・患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークを構築する 等		881 2,650	902 2,774	941 2,935
医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等 ・臨床工学技士、医師配置等に応じて1及び2に区分	1	2,672 312	2,700 319	2,718 323
		2	516 16	522 16	545 17
精神科退院時共同指導料 1及び2	・精神科退院時共同指導を行うにつき十分な体制の整備		- -	- -	303 110

5 在宅医療

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成30年	令和元年	令和2年	
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	・診療所又は許可病床数が200床未満の病院 ・在宅医療の調整担当者が1名以上配置されている 等	1,988 22,050	2,109 22,300	2,216 22,606	
在宅がん医療総合診療料	・在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に係る施設基準の届出を行っている ・在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備、緊急時の入院体制の整備 等	749 11,628	778 11,750	842 11,843	
在宅患者訪問看護・指導料3及び同一建物居住者訪問看護・指導料3	(緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させるものに限る) ・緩和ケア等に係る専門の研修を受けた看護師が配置されている 等	758 53	816 59	866 67	
訪問看護・指導体制充実加算	・24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保している ・訪問看護・指導に係る相当の実績を有している	-	-	23 109	
在宅療養後方支援病院	・許可病床数が200床以上の病院 ・在宅療養後方支援を行うにつき十分な体制が整備されている	(病院数) 406	(病院数) 414	(病院数) 420	
在宅患者訪問褥瘡管理指導料	・常勤の医師、保健師・助産師・看護師又は准看護師及び管理栄養士の3名で構成された在宅褥瘡対策チームが設置されている 等	107 107	104 105	115 106	
在宅血液透析指導管理料	・在宅血液透析に係る医療を提供するにつき必要な体制が整備されている	130 141	131 156	134 164	
在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料	・植込型補助人工心臓(非拍動流型)に係る施設基準に適合していること ・関係学会から認定され、その旨が広く周知された施設であること	52 0	54 0	57 0	
在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	・在宅腫瘍治療電場療法を行うにつき十分な体制が整備されている ・膠芽腫の治療の経験を過去5年間に5例以上有すること 等	98 0	172 0	230 0	
在宅経肛門的自己洗腸指導管理料	・経肛門的自己洗腸の指導を行うにつき十分な体制が整備されていること	57 7	70 8	82 11	
在宅療養支援診療所	・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等 ・常勤医師数、緊急往診件数、看取り件数等に応じて区分	機能強化型在宅療養支援診療所(単独型)	195	197	205
		機能強化型在宅療養支援診療所(連携型)	2,969	3,161	3,302
		在宅療養支援診療所	10,827	10,956	11,108
在宅療養支援病院	・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等 ・常勤医師数、緊急往診件数、看取り件数等に応じて区分	機能強化型在宅療養支援病院(単独型)	184	196	214
		機能強化型在宅療養支援病院(連携型)	339	366	398
		在宅療養支援病院	822	877	934

持続血糖測定器加算（間歇注入シリ ンジポンプと連動する持続血糖測定 器を用いる場合）及び皮下連続式グ ルコース測定	・専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師配置 ・持続皮下インスリン注入療法を行っていること 等	-	-	304 126
持続血糖測定器加算（間歇注入シリ ンジポンプと連動しない持続血糖測 定器を用いる場合）	・専門の知識及び5年以上の経験を有し、持続血糖測定器に係る適切な研修を修了した常勤医師配置 ・2年以上の経験を有し、持続血糖測定器に係る適切な研修を修了した常勤看護師又は薬剤師の配置 等	-	-	1,032 458

## 6 検査

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成30年	令和元年	令和2年	
骨髄微小残存病変量測定	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制 等	14 0	104 0	206 1	
BRCA1/2遺伝子検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	692 52	
がんゲノムプロファイリン グ検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	196 0	
角膜ジストロフィー遺伝子 検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	8 0	
先天性代謝異常症検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	357 5	
抗HLA抗体（スクリーニング 検査・抗体特異性同定検査）	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている	97 0	122 1	134 1	
HPV核酸検出及びHPV核酸 検出（簡易ジェノタイプ判定）	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,364 3,388	1,365 3,443	1,359 3,438	
ウイルス・細菌核酸多項目 同時検出	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	126 0	
検体検査管理加算	・院内検査を行っている病院、診療所 等 ・臨床検査を担当する常勤医師の有無、常勤臨床検査技師の配置に応じて1～4に区分	1	2,475 371	2,433 375	2,434 376
		2	2,354 59	2,370 59	2,388 57
		3	39 0	39 0	37 0
		4	687 1	704 1	736 1
国際標準検査管理加算	・国際標準化機構が定めた臨床検査に関する国際規格に基づく技術能力の認定を受けている	109 1	143 1	176 1	

遺伝カウンセリング加算	・ 遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤医師が配置 ・ 患者又はその家族に対して、カウンセリングの内容が文書交付され、説明がなされている	157 26	232 30	300 35	
遺伝性腫瘍カウンセリング加算	・ がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院又はがんゲノム医療連携病院であること	- -	- -	192 0	
遺伝学的検査	・ 関係学会の作成する遺伝学的検査の実施に関する指針を遵守する	501 36	640 56	734 63	
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	・ 当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・ 当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	618 6	623 6	632 5	
胎児心エコー法	・ 当該検査を行うにつき十分な体制 ・ 当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	332 46	346 51	356 49	
人工臓器検査、人工臓器療法	・ 当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・ 当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	59 1	64 1	69 1	
長期継続頭蓋内脳波検査	・ 当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・ 当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	(病院数) 318	(病院数) 321	(病院数) 323	
長期脳波ビデオ同時記録検査 1	・ 当該検査を行うにつき十分な体制 ・ 当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	17 0	27 0	34 0	
脳波検査判断料 1	・ 当該検査を行うにつき十分な体制 ・ 当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	119 8	148 10	186 11	
遠隔脳波診断	・ 当該検査を行うにつき十分な体制 ・ 当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	6 2	10 3	10 3	
単線維筋電図	・ 当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・ 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	80 0	
光トポグラフィー（減算対象外）	・ 当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・ 一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等	34 0	38 0	38 0	
脳磁図	・ 当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・ 当該検査を行うにつき十分な体制 等	自発活動を測定するもの	22	23	8 0
		その他のもの	3	3	24 3
終夜睡眠ポリグラフィー（安全精度管理下で行うもの）	・ 当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・ 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	1 1	
神経学的検査	・ 当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・ 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,448 1,372	1,451 1,424	1,458 1,470	



補聴器適合検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な装置・器具 等	289 401	297 421	303 444
黄斑局所網膜電図	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	57 11
全視野精密網膜電図	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	111 33
コンタクトレンズ検査料1	・当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が3割未満である 等	945 6,127	930 6,196	918 6,266
コンタクトレンズ検査料2	・コンタクトレンズ検査料1の施設基準の一部を満たしているが、算定した患者が年間10,000人未満である、自施設交付割合が9割5分未満等のいずれにも該当しない	0 5	0 5	0 4
コンタクトレンズ検査料3	・コンタクトレンズ検査料1の施設基準の一部を満たしていないが、算定した患者が年間10,000人未満である、自施設交付割合が9割5分未満等のいずれかに該当する	4 651	5 640	5 649
小児食物アレルギー負荷検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	876 715	904 785	923 864
内服・点滴誘発試験	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	390 6	384 7	383 7
経気管支凍結生検法	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	- -	- -	90 0

## 7 画像診断

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成30年	令和元年	令和2年	
画像診断管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線科を標榜する医療機関</li> <li>画像診断を専ら担当する常勤医師の配置</li> <li>画像診断を専ら担当する常勤医師により、すべての核医学診断、コンピュータ断層診断について画像情報等の管理等に依じて1~3に区分</li> </ul>	1	668 225	649 228	667 228
		2	1,057 0	1,056 0	1,064 0
		3	16 0	33 0	42 0
遠隔画像診断	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関 ・画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設 等	送信側	224 181	236 195	238 206
	(受信側) ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・遠隔画像診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	受信側	121 1	121 1	117 1
ポジトロン断層撮影	<ul style="list-style-type: none"> <li>画像診断を担当する常勤医師の配置</li> <li>断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等</li> </ul> (共同利用率が30%未満の場合、所定点数の80%で算定)		215 40	216 40	222 40

ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影 (PET-CT)	・画像診断を担当する常勤医師の配置 ・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 (共同利用率が30%未満の場合、所定点数の80%で算定)	318 55	326 55	335 57
CT撮影	・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等	6,434 4,311	6,539 4,600	6,636 4,890
MRI撮影	・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等	3,105 969	3,151 1,034	3,282 1,173
冠動脈CT撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	1,079 14	1,095 13	1,105 14
血流予備量比コンピュータ断層撮影	・画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たすこと ・200床以上の病院であること 等	- -	- -	69 0
外傷全身CT加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	(病院数) 158	(病院数) 161	(病院数) 171
心臓MRI撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	930 10	934 10	942 11
乳房MRI撮影加算	・関係学会より乳癌の専門的な診療が可能として認定された施設である ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	418 0	428 0	458 0
小児鎮静下MRI撮影加算	・小児救急医療を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	294 0	286 0	305 0
頭部MRI撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師が3名以上配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	49 0	74 0	119 0
全身MRI撮影加算	・画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たすこと ・関係学会の定める指針に基づいて適切な被ばく線量管理を行っていること 等	- -	- -	85 0

## 8 投薬

名称	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成30年	令和元年	令和2年
抗悪性腫瘍剤処方管理加算	・当該処方を行うにつき必要な医師の配置 ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算を行うにつき必要な体制が整備されている 等	1,297	1,282	1,287
外来後発医薬品使用体制加算	・後発医薬品の使用を決定する体制が整備された診療所 ・後発医薬品の規格単位数量が割合が一定以上であること 等	9,072	10,119	10,655

9 注射

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成30年	令和元年	令和2年	
外来化学療法加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な機器及び十分な専用施設 等</li> <li>専任の常勤医師の有無等に応じて1及び2に区分</li> </ul>	1	1,563 63	1,591 62	1,624 63
		2	568 322	570 315	555 309
連携充実加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来化学療法加算1に係る届出を行っている</li> <li>他の保険医療機関及び保険薬局との連携体制が確保されている 等</li> </ul>		- -	- -	559 2
無菌製剤処置料	<ul style="list-style-type: none"> <li>無菌製剤処理を行うにつき十分な施設</li> <li>無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されている 等</li> </ul>		(病院数) 2,405	(病院数) 2,429	(病院数) 2,457

10 リハビリテーション

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成30年	令和元年	令和2年	
心大血管疾患リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の常勤医師の配置</li> <li>常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置</li> <li>リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等</li> <li>配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分</li> </ul>	(Ⅰ)	1,142 59	1,192 66	1,248 84
		(Ⅱ)	69 53	67 62	65 66
脳血管疾患リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の常勤医師の配置</li> <li>常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置</li> <li>リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等</li> <li>配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分</li> </ul>	(Ⅰ)	2,883 83	2,929 87	2,996 87
		(Ⅱ)	1,655 304	1,660 308	1,650 332
		(Ⅲ)	1,289 1,621	1,262 1,671	1,241 1,686
運動器リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の常勤医師の配置</li> <li>常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置</li> <li>リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等</li> <li>配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分</li> </ul>	(Ⅰ)	4,638 1,341	4,685 1,443	4,726 1,578
		(Ⅱ)	980 3,337	950 3,388	932 3,399
		(Ⅲ)	532 851	531 865	529 868
呼吸器リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の常勤医師の配置</li> <li>常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置</li> <li>リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等</li> <li>配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分</li> </ul>	(Ⅰ)	3,602 168	3,640 170	3,706 169
		(Ⅱ)	611 178	598 175	567 172

摂食嚥下支援加算	・摂食嚥下支援チーム（医師又は歯科医師、看護師、言語聴覚士等）の設置 ・検査結果を踏まえたカンファレンスの実施 等	-	-	137
		-	-	0
難病患者リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	12	13	14
		61	65	67
障害児（者）リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	238	239	240
		151	155	162
がん患者リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	1,796	1,867	1,903
		8	9	9
認知症患者リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	173	198	213
		-	-	-
リンパ浮腫複合的治療料	・専任の常勤医師、専任の従事者 等 ・必要な施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	92	101	119
		2	1	2
集団コミュニケーション療法料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	837	818	808
		130	133	134

### 1 1 精神科専門療法

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成30年	令和元年	令和2年	
経頭蓋磁気刺激療法	・専門の知識及び5年以上の経験を有し、所定の研修を修了した常勤精神科医師配置 ・認知療法・認知行動療法に習熟した医師の配置 等	-	-	19	
		-	-	0	
児童思春期精神科専門管理加算	・常勤の精神保健指定医及び精神科医師、専任の精神保健福祉士又は臨床心理技術者の配置 ・精神療法を実施した16歳未満の患者数が月平均40人以上で、全体の50%以上であること 等	95	95	101	
		17	20	20	
療養生活環境整備指導加算	・当該指導に専任の精神保健福祉士1名の配置 ・保健師、看護師又は精神保健福祉士が同時に担当する対象患者の数は1人につき30人以下 等	-	-	114	
		-	-	62	
救急患者精神科継続支援料	・専任の常勤医師1名及び専任の常勤精神保健福祉士等1名の配置	35	41	53	
		0	0	0	
認知療法・認知行動療法	・認知療法・認知行動療法に習熟した医師の配置 ・精神保健指定医、地域の精神科救急医療体制の確保に協力等に応じて1～3に区分	1	282	300	321
			415	430	444
		2	1	2	3
		1	1	1	
		3	-	-	
		-	-	-	
精神科作業療法	・精神科医師、作業療法士の配置 ・専用施設の保有 等	(病院数) 1,374	(病院数) 1,383	(病院数) 1,388	

精神科ショート・ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医師、従事者の配置</li> <li>・専用施設の保有 等</li> <li>・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて大規模及び小規模に区分</li> </ul>	大規模なもの	616 241	611 246	613 256
		小規模なもの	383 376	390 399	396 405
精神科デイ・ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医師、従事者の配置</li> <li>・専用施設の保有 等</li> <li>・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて大規模及び小規模に区分</li> </ul>	大規模なもの	753 308	749 313	748 316
		小規模なもの	377 323	379 322	375 312
精神科ナイト・ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医師、従事者の配置</li> <li>・専用施設の保有 等</li> </ul>		119 121	111 125	112 121
精神科デイ・ナイト・ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医師、従事者の配置</li> <li>・専用施設の保有 等</li> </ul>		324 153	316 157	313 158
抗精神病特定薬剤治療指導管理料 (治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合失調症の治療、診断を行うにつき十分な経験を有する医師、薬剤師の配置</li> <li>・治療抵抗性統合失調症治療薬を投与している患者に対して、計画的な治療管理を継続して実施 等</li> </ul>		403 6	454 6	486 6
重度認知症患者デイ・ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医師、従事者の配置</li> <li>・専用施設の保有 等</li> </ul>		183 107	185 111	184 110
精神科在宅患者支援管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科の常勤医師、常勤の精神保健福祉士及び作業療法士の配置</li> <li>・患者に対して、計画的かつ継続的な医療を提供できる体制の確保 等</li> </ul>		70 99	100 126	115 142
医療保護入院等診療料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤精神保健指定医1名以上</li> <li>・行動制限最小化に係る委員会の設置 等</li> </ul>		1,381 0	1,383 0	1,390 0

## 1 2 処置

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成30年	令和元年	令和2年	
静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経験を有し、所定の研修を修了した常勤医師の配置</li> <li>・静脈疾患の診断に必要な検査機器を備えていること 等</li> </ul>	- -	- -	43 14	
多血小板血漿処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形成外科、血管外科又は皮膚科の常勤医師2名以上配置</li> <li>・常勤の薬剤師又は臨床工学技士配置 等</li> </ul>	- -	- -	8 0	
硬膜外自家血注入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門の知識及び1年以上の経験を有する医師を配置</li> <li>・必要な体制が整備されている 等</li> </ul>	179 2	183 2	198 3	
エタノールの局所注入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門の知識及び5年以上の経験医師を配置</li> <li>・必要な器械・器具の具備 等</li> </ul>	甲状腺	391 104	400 104	405 104
		副甲状腺	359 80	363 78	367 78

人工腎臓	<ul style="list-style-type: none"> <li>透析用監視装置の台数</li> <li>透析用監視装置の台数に対する人工腎臓を行う患者の数の割合</li> </ul>	慢性維持透析を行った場合1	2,284	2,308	2,334
		慢性維持透析を行った場合2	2,084	2,126	2,142
導入期加算1、導入期加算2及び腎代替療法実績加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該療法を行うにつき十分な説明を行っている</li> <li>当該療法を行うにつき必要な実績を有している</li> </ul>	1	16	16	15
		2及び腎代替療法実績加算	37	30	32
透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>透析治療に用いる装置及び透析液の水質を管理するにつき十分な体制が整備されている</li> </ul>	1	1,674	1,722	1,926
		2	1,744	1,798	1,890
下肢末梢動脈疾患指導管理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>慢性維持透析を実施している患者全員に対し、療養上必要な指導管理を行っている</li> <li>十分な体制が整備されている 等</li> </ul>	522	522	392	
		143	159	111	
心不全に対する遠赤外線温熱療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>経験を有する常勤医師2名以上配置</li> <li>研修を修了した医師の配置 等</li> </ul>	1	1,876	1,977	2,042
		2	1,860	1,933	1,967
歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に適切な計画を策定し、処置が終了した際には担当の多職種が参加するカンファレンスにより短期効果を検討 等</li> </ul>	—	—	—	—
		—	—	—	—
皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>慢性維持透析を実施している患者全員に対し、療養上必要な指導管理を行っている</li> <li>十分な体制が整備されている 等</li> </ul>	1,571	1,571	1,642	1,693
		1,626	1,680	1,718	1,718
皮膚移植術（死体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>経験を有する常勤医師2名以上配置</li> <li>研修を修了した医師の配置 等</li> </ul>	—	—	—	7
		—	—	—	0
四肢・躯幹部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に適切な計画を策定し、処置が終了した際には担当の多職種が参加するカンファレンスにより短期効果を検討 等</li> </ul>	50	50	59	59
		1	1	1	1

### 1.3 手術

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成30年	令和元年	令和2年
皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている</li> <li>当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等</li> </ul>	183	185	196
皮膚移植術（死体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている</li> <li>当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等</li> </ul>	0	0	0
四肢・躯幹部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている</li> <li>当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等</li> </ul>	61	71	78
骨移植術（軟骨移植術を含む。）（同種骨移植（非生体）（同種骨移植（特殊なものに限る。）））	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている</li> <li>当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等</li> </ul>	0	0	0
後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている</li> <li>当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等</li> </ul>	59	65	76
椎間板内酵素注入療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている</li> <li>当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等</li> </ul>	0	0	0
		257	282	315
		4	3	5
		—	—	823
		—	—	0

頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	58 0	58 0	58 0
脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている 等	563 0	564 0	566 0
頭蓋内電極植込術（脳深部電極によるもの（7本以上の電極による場合）に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	0 0
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている 等	951 10	961 13	990 15
仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（便失禁に対して実施する場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	128 0	125 0	128 0
仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（過活動膀胱に対して実施する場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	52 0	103 0	117 0
角膜移植術（内皮移植加算）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている 等	- -	- -	78 11
緑内障手術（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	243 189	292 307	321 392
人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	140 0	141 0	143 0
鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	171 0
鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	167 0
喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたもの）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	9 1	30 1	39 2
上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	58 0	58 0	58 0
顎関節人工関節全置換術		- -	- -	7 0
内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	68 0	83 0	94 0
内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	23 0	41 0	53 0
乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（MRIによるもの）	・画像管理加算1、2又は3に関する施設基準を有する ・乳癌の専門的な診療が可能として認定されている 等	75 1	81 3	86 4
乳房切除術（性同一性障害の患者に対して行うものに限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	4 0	6 0	6 0

乳がんセンチネルリンパ節加算	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,428 9	1,480 9	1,524 9
乳腺悪性腫瘍手術（乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	276 4	292 4	314 4
胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	67 0
胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	21 0	66 0	109 0
胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	21 0	64 0	107 0
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	108 0
肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	99 0	107 0	114 0
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	14 0	52 0	111 0
同種死体肺移植術	・肺の移植実施施設として移植関連学会合同委員会に選定されている	9 0	9 0	9 0
生体部分肺移植術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	9 0	9 0	9 0
食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腔腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	415 0	464 0	536 0
胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	11 0	28 0	47 0
縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	28 0
内視鏡下筋層切開術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	18 0	23 0	27 0
経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	444 0	442 0	714 0
胸腔鏡下弁形成術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	130 0	184 0	217 0
胸腔鏡下弁形成術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	3 0	8 0	15 0
経カテーテル大動脈弁置換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	141 0	165 0	178 0



胸腔鏡下弁置換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	129 0	184 0	216 0	
経皮的僧帽弁クリップ術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	20 0	60 0	61 0	
不整脈手術左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	70 0	
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	2,464 268	2,456 272	2,458 276	
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカーの場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	442 2	541 2	573 2	
両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な機器 等	心筋電極の場合	418 0	426 0	141 0
		経静脈電極の場合			434 0
植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極除去術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な機器 等	心筋リードを用いるもの	435 0	444 0	168 0
		経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの、その他のもの			447 0
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な機器 等	心筋電極の場合	433 0	441 0	169 0
		経静脈電極の場合			445 0
大動脈バルーンポンピング法（IABP法）	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている	1,585 47	1,567 45	1,567 44	
経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき関係学会より認定されている 等	42 0	96 0	146 0	
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な機器 等	144 0	148 0	145 0	
小児補助人工心臓	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき関係学会より認定されている 等	11 0	11 0	11 0	
植込型補助人工心臓（非拍動流型）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	46 0	47 0	45 0	
同種心移植術	・移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定されている	11 0	10 0	10 0	
同種心肺移植術	・移植関係学会合同委員会において、心肺同時移植実施施設として選定されている	3 0	3 0	3 0	
骨格筋由来細胞シート心表面移植術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	5 0	8 0	8 0	

経皮的下肢動脈形成術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		-	-	246
腹腔鏡下リンパ節群郭清術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	後腹膜	-	-	39
		膀大動脈	-	-	111
腹腔鏡下胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		51	103	139
腹腔鏡下噴門側胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		49	97	132
腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		-	-	170
腹腔鏡下胃全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		48	95	131
バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		253	347	399
胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている 等		341	351	367
体外衝撃波胆石破碎術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な機器 等		420	418	422
腹腔鏡下胆道閉鎖症手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		4	4	2
腹腔鏡下肝切除術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		552	576	598
生体部分肝移植術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		68	71	71
同種死体肝移植術	・移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定されている		26	26	26
腹腔鏡下膵腫瘍摘出術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		335	368	403
腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		546	563	589
腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		-	-	11
腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		-	-	68
腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		-	-	5

同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術	・移植関係学会合同委員会において、膵臓移植実施施設として選定されている	16 0	16 0	17 0
同種死体膵島移植術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	1 0
生体部分小腸移植術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	8 0	9 0	9 0
同種死体小腸移植術	・移植関係学会合同委員会において、小腸移植実施施設として選定されている	10 0	10 0	10 0
早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,010 0	1,037 0	1,074 0
腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	36 0	87 0	161 0
腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	120 0
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な機器 等	858 3	851 3	833 3
同種死体腎移植術	・腎臓移植実施施設として、（社）日本臓器移植ネットワークに登録されている	129 0	128 0	128 0
生体腎移植術	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	174 0	173 0	176 0
膀胱水圧拡張術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	477 18	499 18	523 18
腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	34 0	106 0	153 0
尿道形成手術（前部尿道）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	3 0	5 0	5 0
尿道下裂形成手術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	3 0	5 0	5 0
陰茎形成術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	3 0	5 0	5 0
陰茎全摘術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	3 0	5 0	5 0
精巣摘出術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	3 0	5 0	5 0
焦点式高エネルギー超音波療法	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	7 0	6 0	5 0
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	238 0	249 0	242 0

腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	264 0	299 0	329 0
会陰形成手術（筋層に及ばないもの）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	3 0	5 0	5 0
造脘術、腔閉鎖症術（遊離植皮によるもの、腸管形成によるもの、筋皮弁移植によるもの）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	3 0	5 0	5 0
腹腔鏡下仙骨腔固定術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	130 2	166 2	195 2
子宮全摘術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	3 0	5 0	5 0
腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	3 0	5 0	5 0
腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	18 0	63 0	111 0
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡下手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	12 0	36 0	76 0
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	86 0	119 0	135 0
子宮付属器腫瘍摘出術（両側）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	3 0	5 0	5 0
無心体双胎焼灼術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	11 0
胎児輸血術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	42 0
医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	3,891 230
医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	102 0
医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮付属器腫瘍摘出術）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	118 0
輸血管理料	・必要な医師及び従事者の配置 ・輸血剤の適正使用 等	(I) 4	584 3	595 2
	・医師及び従事者の配置等に応じて(I)及び(II)に区分	(II) 21	1,854 22	1,880 25
コーディネート体制充実加算	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・同種移植のコーディネートを行うにつき十分な体制が整備されている 等	58 0	66 0	80 0

自己クリオプレシピテート作製術（的手法）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・血液製剤の適正使用 等	77 0	78 0	89 0
同種クリオプレシピテート作製術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	- -	- -	100 0
凍結保存同種組織加算	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	5 0	7 0	8 0

#### 1.4 麻酔

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成30年	令和元年	令和2年	
麻酔管理料	・麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されている 等 ・麻酔科標榜医の配置等に応じて(I)及び(II)に区分	(I)	2,357 492	2,355 491	2,339 499
		(II)	434 0	448 0	471 0

#### 1.5 放射線治療

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成30年	令和元年	令和2年
放射線治療専任加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	547 18	557 18	586 18
外来放射線治療加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師及び診療放射線技師が1名以上配置 ・当該治療を行うために必要な機器、施設 等	543 18	551 18	579 18
遠隔放射線治療計画加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師及び診療放射線技師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	3 0	10 0	10 0
高エネルギー放射線治療	・年間合計100例以上実施 等	680 15	678 16	686 16
強度変調放射線治療 (IMRT)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	289 13	310 14	333 13
画像誘導放射線治療 (IGRT)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	465 16	488 17	520 17
定位放射線治療	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	467 18	482 18	511 18
粒子線治療	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が2名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	13 5	15 7	16 7
粒子線治療適応判定加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が2名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制 等	13 4	15 7	16 7

粒子線治療医学管理加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が2名以上配置 ・当該治療を行うにつき十分な機器 等	12 4	14 6	15 7
画像誘導密封小線源治療加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき十分な機器 等	91 0	97 0	107 0

## 1.6 病理

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成30年	令和元年	令和2年	
保険医療機関間の連携による病理診断	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側) ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	250 192	289 207	315 223
		受信側	104 8	118 11	128 13
保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側) ・病理診断を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	113 0	117 0	121 0
		受信側	58 -	58 -	62 0
保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関等 ・細胞診を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側) ・病理診断を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	67 0	67 0	69 0
		受信側	42 -	41 -	45 0
病理診断管理加算	・病理診断を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・病理標本作製及び病理診断を行うにつき十分な体制の整備 ・当該療養を行うにつき十分な設備及び機器 ・医師の配置、カンファレンスの実施等に応じて1及び2に区分	1	(病院数) 487	(病院数) 507	(病院数) 505
		2	(病院数) 273	(病院数) 277	(病院数) 313
デジタル病理画像による病理診断	・病理診断管理加算又は口腔病理診断管理加算に係る届出を行っている ・デジタル病理診断を行うにつき十分な体制が整備されている		41 1	47 1	63 2
悪性腫瘍病理組織標本加算	・病理診断を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制が整備されている		658 7	719 8	763 9

## 1.7 歯科

名称	施設基準の概要	届出医療機関数			
		平成30年	令和元年	令和2年	
初診料（歯科）の注1に掲げる基準	・十分な院内感染防止対策を講じている ・歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されている ・職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策等の院内研修等を実施している 等		22,833	65,200	65,214

地域歯科診療支援病院歯科初診料	・常勤の歯科医師、看護職員及び歯科衛生士の配置 ・当該歯科医療にかかる紹介率 等		512	547	565
歯科外来診療環境体制加算	・歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤歯科医師の配置 ・歯科衛生士の配置、緊急時の対応を行うにつき必要な体制の整備 等	1	23,048	27,703	29,101
		2	462	515	538
歯科診療特別対応連携加算	・著しく歯科治療が困難な患者にとって安心して安全な歯科医療の提供を行うにつき十分な機器等を有している ・医科診療を担当する他の保険医療機関(病院に限る。)との連携体制が整備されている 等		776	807	836
歯科疾患管理料の注11の総合医療管理加算・歯科治療時医療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理できる体制が整備されている ・当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有している 等		19,552	21,166	21,985
医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士を1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等		199	204	211
在宅療養支援歯科診療所	・高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置 ・当該地域において、在宅療養を担う保険医、介護・福祉関係者等との連携体制が整備 等	1	606	1,106	1,503
		2	10,655	10,256	6,866
かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所	・歯科医師の複数名配置又は歯科医師及び歯科衛生士をそれぞれ1名以上配置 ・在宅療養を担う保険医等との連携体制の整備、緊急時の対応を行うにつき必要な体制の整備 等		10,389	10,831	10,057
歯科疾患在宅療養管理料の注4に掲げる在宅総合医療管理加算・在宅患者歯科治療時医療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理できる体制が整備されている ・歯科衛生士又は看護師の配置 等		6,600	7,340	7,818
歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出をした病院等と連携している診療所 ・緊急時の連携体制の確保 等		7,472	7,378	7,283
歯科訪問診療料の注13に規定する基準	・直近1か月の歯科診療のうち、歯科訪問診療を提供した患者数の割合が9割5分未満		36,756	37,371	39,338
在宅歯科医療推進加算	・歯科訪問診療の月平均延べ患者数が5人以上であり、そのうち6割以上が歯科訪問診療1を算定 等		1,924	1,993	2,054
有床義歯咀嚼機能検査1のイ	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		469	552	573
有床義歯咀嚼機能検査1のロ及び咀嚼能力検査	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		1,365	3,403	4,489
有床義歯咀嚼機能検査2のイ	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		104	160	180
有床義歯咀嚼機能検査2のロ及び咬合圧検査	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		330	528	663

精密触覚機能検査	・当該検査に係る研修を受けた歯科医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		64	230	310
睡眠時歯科筋電図検査	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		-	-	141
歯科画像診断管理加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行った歯科医療機関 ・画像診断を専ら担当する常勤歯科医師の配置 ・画像診断を専ら担当する常勤歯科医師により、すべての歯科用3次元エックス線断層撮影について画像情報等の管理等に応じて1及び2に区分	1	27	28	28
		2	26	26	26
口腔粘膜処置	・当該処置を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該処置を行うにつき十分な機器を有している		11,383	14,506	15,309
口腔粘膜血管腫凝固術	・当該手術を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該手術を行うにつき十分な機器を有している		184	280	356
レーザー機器加算	・当該手術を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該手術を行うにつき十分な機器を有している		10,563	13,419	14,201
手術用顕微鏡加算	・専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師を1名以上配置 ・当該処置を行うにつき必要な機器の設置		3,388	3,993	4,938
う蝕歯無痛の窩洞形成加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等		4,038	4,354	4,568
CAD/CAM冠	・専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置 ・保険医療機関内に歯科技工士を配置 等		50,118	52,546	54,631
手術時歯根面レーザー応用加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等		2,832	3,165	3,384
歯科技工加算1及び2	・常勤の歯科技工士を配置している ・歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備している 等		7,196	7,089	6,922
歯科麻酔管理料	・常勤の麻酔に従事する歯科医師が配置されている ・麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されている 等		-	-	133
歯周組織再生誘導手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が1名以上配置		7,548	7,673	7,837
広範囲顎骨支持型装置埋入手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が2名以上配置 ・当該療養を行うにつき十分な体制 等		275	282	293
顎関節人工関節全置換術(歯科)	・緊急事態に対応するための体制その他療養を行うにつき必要な体制が整備されている ・当該医療機関内に当該療養を行うにつき必要な歯科医師及び看護師が配置されている 等		-	-	12
歯根端切除手術の注3	・専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師を1名以上配置 ・当該手術を行うにつき必要な機器の設置		3,010	3,632	4,514
クラウン・ブリッジ維持管理料	・クラウン・ブリッジの維持管理を行うにあたって、必要な体制が整備されている		69,773	69,581	69,169
歯科矯正診断料	・歯科矯正治療の経験を5年以上有する専任の歯科医師が1名以上勤務している ・十分な専用施設 等		1,640	1,673	1,703



顎口腔機能診断料	・ 障害者総合支援法に基づく都道府県知事の指定 ・ 十分な専用施設 等	975	992	1,011
----------	--	-----	-----	-------

## 18 調剤

名称	施設基準の概要	届出薬局数			
		平成30年	令和元年	令和2年	
調剤基本料1	・ 調剤基本料2、3-イ、3-ロ、特別調剤基本料以外（医療資源の少ない地域にある薬局は除く）	48,462	48,991	49,252	
調剤基本料2	・ 次のいずれかに該当 ① 処方箋受付回数月4,000回超かつ処方箋集中度70%超 ② 処方箋受付回数月2,000回超かつ処方箋集中度85%超 ③ 処方箋受付回数月1,800回超かつ処方箋集中度95%超 ④ 特定の医療機関からの処方箋受付回数の合計が月4,000回超	1,813	1,700	1,877	
調剤基本料3	・ 同一グループ薬局による処方箋受付回数が月3万5千回超4万回以下で、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中度95%超 ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある	イ	3,372	3,310	3,285
	・ 同一グループ薬局による処方箋受付回数が月4万回超40万回以下で、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中度85%超 ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある				
調剤基本料3	・ 同一グループ薬局による処方箋受付回数が月40万回超で、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中度85%超 ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある	ロ	3,813	3,873	3,749
	・ 医療を提供しているが医療資源の少ない地域（施設基準告示別表第六の二）に所在 ・ 当該地域が中学校区内の医療機関数が10以下で許可病床数200床以上の病院がない ・ 処方箋受付回数が1月に2,500回以下 等		110	107	149
地域支援体制加算	・ 地域医療に貢献する体制を有することを示す実績を有する ・ 24時間調剤、在宅対応体制が整備されている ・ 在宅療養を担う医療機関、訪問看護ステーションとの連携体制が整備されている 等		15,382	16,242	18,310
後発医薬品調剤体制加算	・ 当該保険薬局において調剤した薬剤の規格単位数に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数の割合に応じて1~3に区分 ・ 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨、後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を当該保険薬局の見えやすい場所に掲示 等	1	12,334	10,179	6,152
		2	11,617	13,295	14,034
		3	9,816	16,179	23,663

無菌製剤処理加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2名以上の保険薬剤師がいる</li> <li>・無菌製剤処理を行うための無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットを備えている 等</li> </ul>	2,193	2,367	2,711
在宅患者訪問薬剤管理指導料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、名称、所在地、開設者の氏名及び在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている</li> </ul>	50,319	51,374	52,358
在宅患者調剤加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている</li> <li>・在宅業務に対応できる体制が整備されている 等</li> </ul>	15,742	16,811	18,238
特定薬剤管理指導加算2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険薬剤師として5年以上の薬局勤務経験を有する薬剤師が勤務している</li> <li>・麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができる体制が整備されている</li> <li>・保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に年1回以上参加している 等</li> </ul>	-	-	6,569
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の要件を全て満たす保険薬剤師が配置されている</li> <li>①保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験、当該保険薬局に週32時間以上勤務、1年以上在籍</li> <li>②薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得</li> <li>③医療に係る地域活動の取組に参画</li> </ul>	30,981	31,310	32,204

## 19 その他

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成30年	令和元年	令和2年
入院時食事療養（I）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士又は栄養士により行われている</li> <li>・「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に規定する基準に該当する保険医療機関でない 等</li> </ul>	8,144 1,376	8,100 1,331	8,045 1,269